

第 32 回 評 議 員 会 開 催



第32回評議員会が、3月23日（木）13時30分より全労済鳥取県本部・大会議室に於いて、連合加盟産別・事業団体・直接加盟労働組合・労福協各支部から、評議員38名の出席を得て開催されました。

品川副理事長の開会挨拶にはじまり、議長団に吉田氏（JAM）、田中氏（中国労金）を労働団体・事業団体から選出し、執行部を代表して中田理事長が挨拶に立ち、「大きく変化する社会構造の中、労福協運動の今日までの点検と、地域に貢献できる新たな運動を、各団体・地域と連携を図り進めていかななくてはならない。

是非今年度は重点課題として、取り組んでいけるよう検討を進めて行きたい。

また県労福協と各支部との連携をより密にし、運動に対する認識の共有と、情報のきめ細かな提供を図って行きたい」との挨拶がありました。

来賓として鳥取県労働雇用課・近藤課長補佐、連合鳥取安田会長に出席を頂き、それぞれ激励の挨拶を頂きました。

議事に入り2005年度活動報告・仮決算報告・会計監査報告について、承認されました。2006年度活動方針・2006年度暫定予算・事務局長配置についての

提案がなされ、質疑として

1. 4団体合意による地域での勤労者生活支援（ワンストップサービス）のための人的配置のあり方。
2. 制度・政策要求は労働団体にも呼びかけ、幅広く意見が反映されるように務めて欲しい。
3. 文化・スポーツ関係では、参加チームが減少している状況を踏まえ、新たな競技種目の検討。
4. 労福協まつりは、地域への呼びかけ、イベント内容の検討が必要。
5. 労働者福祉基金の有効活用の検討。

など数点の意見があり、審議の結果満場一致決議されました。

役員改選については仁官・秋久両理事、橋本監事の退任による、後任役員の選出及び小泉事務局長の承認を受け、新執行部が誕生しました。

一旦休憩に入り、第187回理事会を開催し、互選により理事長には中田理事を、他の3役についても同様に再任をされました。

安長副理事長の閉会の挨拶の中では、時代の変化に対応できる労福協運動を目指し、お互いが、できることから実践していこうと構成員全体で確認し、16時20分に評議員会は終了しました。

2006年度 運動の基調

- ① 労福協活動を勤労者・生活者の暮らしに定着させるため、地域における活動を重視し、職域・地域一体となった活動の展開。
- ② 福祉事業団体の基盤強化と、勤労者が安心・安全がもてる生涯生活保障づくりの実現に向けた運動の取組み。
- ③ 退職者を含め各団体との協力関係を構築し、相互の力を結集した地域でのネットワークづくり。
- ④ 県及び関係市町村と連携し、勤労者福祉の向上にむけた、制度・政策要求の実現。

行 事 予 定

月 日	内 容	開催場所
5～6月	クレ・サラ署名活動	全県
5月	各支部通常総会	3地区
6月8～9日	全国研究集会	札幌市
7月	全県学習会	中部地区
7月	全国ボランティアフェスティバル	群馬県
10月1日	第43回スポーツ祭典	中部地区会場
11月	全県学習会	西部地区
12月	第28回街頭福祉カンパ	3地区
12月3～10日	第53回勤労者美術展	東部・やまびこ館
2月18日	第17回囲碁将棋大会	中部・まなびタウンとうはく



財団法人 鳥取県労働者福祉協議会 役員一覧表

理事長	中 田 博 明	連合鳥取(自治労)	理 事	林 哲二郎	鳥取医療生協
副理事長	安 長 章	中国労働金庫	〃	隅 田 智 司	(株)ピアベール
〃	品 川 聡	連合鳥取(電機連合)	〃	福 田 幸 夫	高教組
専務理事	山 中 武 将	鳥取県労福協	〃	國 本 幸 男	労福協東部支部
常務理事	小 高 郷 近	全労済	〃	生 部 達 也	労福協中部支部
理 事	藤 田 浩 二	連合鳥取(JPU)	〃	角 敏 男	労福協西部支部
〃	前 田 厚 彦	連合鳥取(日教組)	監 事	山 口 真 澄	連合鳥取(JAM)
〃	吉 田 孝 博	連合鳥取(全国一般)	〃	中 居 和 美	中国労働金庫
〃	浜 江 隆 二	鳥取県生協	事務局長	小 泉 俊 一	中国労働金庫


中国ろうきん 退職金のお預け入れに 退職金特別定期

取扱期間 2006年5月1日～2007年2月28日

<p>【預入期間】 1年もの・2年もの・3年もの</p> <p>店頭表示金利 + 年利 0.05%</p>	<p>【預入期間】 5年もの</p> <p>店頭表示金利 + 年利 0.10%</p>
---	---

※預金金利は税引前です。利息には20%の税金がかかります。※満期日以降はその時点の店頭表示金利になります。※上記特別金利に公的年金契約者向け定期預金の金利上乗せは行いませんのでご了承ください。

取扱内容	対象商品	スーパー定期、スーパー定期 300、大口定期預金 ※期間中に新たに預入された定期預金が対象となります。 ※期間中に自動繰上りとなる定期預金およびATMから預入された定期預金は対象外となります。		
	対象者	預入対象	預入金額	預入期間
	個人の方	退職金	100万円以上	1年以上



お問い合わせはお近くの「ろうきん」へ

店頭にて説明書をご用意しています

鳥取支店 電話 0857(23)1241
鳥取県庁前支店 電話 0857(23)1284
倉吉支店 電話 0858(23)2441

米子支店 電話 0859(32)6166
米子中央支店 電話 0859(22)1200



中国ろうきんホームページ <http://www.chugoku.rokin.or.jp/>

クレ・サラ（消費者金融）の高金利引下げ署名に全力展開 連合・産別・事業団体と連携し効果的な運動を

クレ・サラの高金利引下げを目指す中央労福協の署名活動が始まります。

今日の政治・社会の大きな変化に伴い、自己破産件数は平成14年以降20万件代という高水準にあります。

サラ金・クレジット(キャッシング)・商工ローンなどで多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする不況型・生活苦型自己破産が大半を占めています。

また平成16年度の経済的理由による自殺者は7947人にのぼり、さらにこの多重債務問題がホームレス・一家離散・配偶者間暴力・児童虐待・校内暴力・強盗や殺人等、さまざまな事件を引き起こす要因になることが多くもはや社会問題と言わざるを得ません。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに高金利が上げられます。

来年1月までの貸し金業関連法の見直しに向けて、

出資法の上限金利29.2%を利息制限法の制限金利20～15%まで引き下げよう、行政への請願、産別・事業団体での署名活動等展開しながら、7月には衆参両議長宛に請願書を提出する予定です。

わたくし達は上限金利の見直しが図られ、勤労者・生活者のために一人でも多くの被害者を救済すべき運動を4月～6月末にかけ実施いたします。中央の産別として取り組まれる単組もありますが、それ以外の産別・事業団体につきましては署名活動のご協力をよろしくお願い致します。

要請内容

- 1、出資法第5条の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2、貸金業規制法第43条のみなし弁済規定の撤廃をすること。
- 3、出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

福祉カンパ活動



第27回福祉カンパ活動は、会員の皆様のご協力により、寒い時期で有りましたが、例年通り取組みをしていただき、多くの市民の皆さんから心温まる善意を頂戴することができました。

交通遺児奨励金として県内の高等学校2名・中学校2名・小学校5名の該当する9名の生徒に対し給付させて頂きました。

また例年実施しております障害者福祉施設への寄附も、東部・中部・西部の3地区、4団体に寄附をさせて頂きました。

労福協としても、不幸にして親を亡くした子供達が、悲しみを乗り越え、将来に夢と希望を持って、就学に励んでくれることを願っています。

また施設で日々社会復帰のために、苦難に立ち向かいながら、訓練に励んでおられる皆さんにも、是非頑張ってもらいたいと思います。

カンパ会計報告

1、カンパ額合計	3,003,437円
1) 特別カンパ計	650,000円
(鳥取県高教組・鳥取県教組)	
2) 街頭カンパ計	671,361円
3) 職域カンパ計	1,682,076円
2、交通遺児奨学金給付	790,000円
3、福祉施設へ寄附	1,500,000円

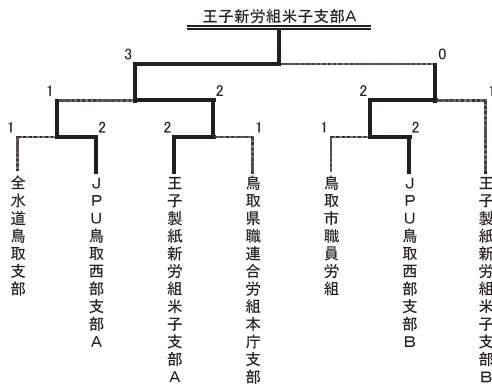
第16回 鳥取県労福協囲碁・将棋大会 結果表

開催日時 2006年2月19日(日) 受付10:00~ 開催場所 まなびタウンとうはく

囲碁の部

結果

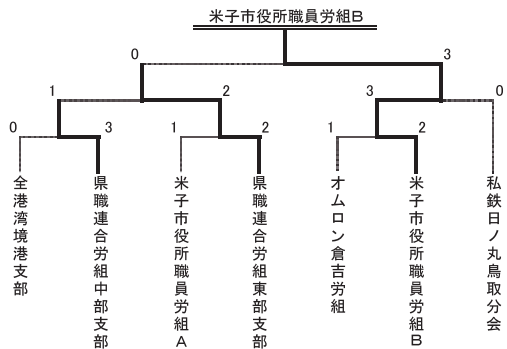
優勝	王子新労組米子支部A	[増谷・安達・田子]
準優勝	JPU鳥取西部支部B	[船越・小村・前田]
第3位	王子新労組米子支部B	[野坂・河内・小村]
第3位	JPU鳥取西部支部A	[新田・名定・山本]



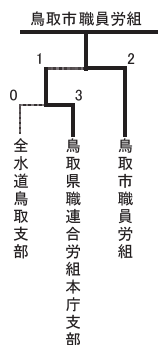
将棋の部

結果

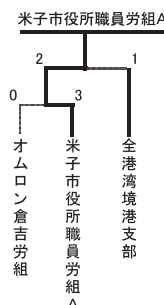
優勝	米子市役所職員労組B	[佐々木・岡村・潮]
準優勝	県職連合労組東部支部	[谷口・日下部・井戸垣]
第3位	県職連合労組中部支部	[児玉・澤井・賀須井・深田]
第3位	私鉄日ノ丸鳥取分会	[田中・白岩・大久保・山下]



敗者戦



敗者戦



(財)鳥取県労働者福祉協議会

2006年度 (財)鳥取県労働者福祉協議会政策要請と県回答

要 請 事 項	担当課	回 答 欄
1. 労働者福祉運動の育成・強化について 全国の各都道府県においては、労働者福祉に係わる諸課題は、様々な形で指導と育成が行なわれています。(財)鳥取県労働者福祉協議会としても、県の厳しい財政状況は十分理解していますが、勤労者の福祉環境の維持、改善を図るため、次の点について要請いたします。		
(1) 勤労者福祉の充実について 勤労者福祉運動を推進し継続していくため、広報、研修、調査事業へ助成を引き続き継続されたい。	労働雇用課	広報、研修、調査事業については、引き続き助成することとしている。
(2) 労働者福祉に係わる諸施策に対して、相互の情報交換と意見交流を図るための場を設置されたい。	労働雇用課	労働者福祉に係わる諸施策を協議する場を設けたい。
(3) 鳥取県勤労者美術展の更なる充実発展のため委託費区分の見直しを図られたい。	労働雇用課	美術展の運営方法等を含めて検討していきたい。
(4) 労働相談所を含めた総合的な勤労者福祉センター的機能の充実について現在の中小企業労働相談所(みなくる)を、勤労者、事業主双方が気楽に相談できる機能を有した、総合的な勤労者福祉センターとして、充実を図られたい。またプライバシー保護を有した場所や配置を検討されたい。	労働雇用課	総合的な勤労者福祉センター機能については、貴財団と「みなくる」の相談機能の連携を密にするなどして充実を図ってほしい。 またプライバシー保護を有した場所等については、現状を勘案しながら検討してほしい。
(5) 補助金の増額について ① 労福協まつりの開催 本年度より勤労者福祉並びに交流を目的として、三地区(東部・中部・西部)に於いて、イベント等を盛り込み、労福協まつりを開催しました。引き続き次年度も開催予定ですので支援を図られたい。	労働雇用課	補助金の増額については困難だが、補助事業の見直し等も含め対応を検討したい。
② 勤労者の暮らしにかかわるサポート事業(安心ネット) 勤労者の暮らしに関わる不安解消を図ることを目的とし、ライフサポートセンターの設置に向けた、勤労者の生活相談の拠点づくりのための支援を図られたい。	労働雇用課	貴財団「みなくる」の機能を充実することで対応したい。
2. 中小企業勤労者の福祉の充実について (1) 中小企業勤労者の福利厚生事業を行っている、勤労者福祉サービスセンターについて次のとおり要請いたします。		
① 現在鳥取市、米子市に中小企業勤労者サービスセンターが設置されていますが、中小企業で働く契約社員が増加傾向にあり、勤労者の福利、厚生面での充実を図る為、既存のサービスセンターへの加入促進と、全市町村加入の広域サービスセンターの設立に向け引き続き指導、支援されたい。	労働雇用課	中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入促進及び広域化については引き続き支援してほしい。
② 勤労者財産形成の促進と制度の充実について ① 中小企業経営者に対する財形制度導入の要請と、引き続いて広報活動の強化を図られたい。	労働雇用課	中小企業経営者に対する財産形成制度の導入については、機会を捉えて国に要請内容を伝えるとともに、広報等により周知を図りたい。
② 財形年金、財形住宅貯蓄の非課税限度額について、550万円から1,000万円に引き上げるよう国に対して働きかけをしていただきたい。	労働雇用課	非課税限度額の確保及び額の引き上げについては、機会を捉えて国に要請内容を伝えてほしい。
③ 中小企業退職金共済制度の普及拡大にむけて中退共制度への加入促進に向けて指導されたい。	労働雇用課	広報誌等により周知を図るなど一層の加入促進に取り組みたい。
3. 少子・高齢化社会への対応について (1) 高齢者の将来不安は経済・健康面が多いと指摘されています。これらに適切に対応することが急務です。県は生涯現役を柱に施策を展開されていますが、元気な高齢者に就労の場を確保することは、生活の安定に直結します。県として具体的施策を進めていただきたい。		
(2) 介護保険の見直しが必要です。制度の充実と自治体間格差の解消、及び利用者への公平、公正な運営に向け指導・助言をされたい。	長寿社会課	介護保険法が改正され、平成18年4月からの施行に向けて各市町村で準備及び「第3期介護保険事業計画」策定作業が進められている。 県では、制度の充実・自治体間格差の解消のために、従来から、先駆的事例・効果的な取組み等の照会や情報交換会を開催しているが、今年度は制度改正に向けての研修会の開催、市町村介護保険事業計画策定への参画等市町村支援を行っている。
(3) 育児・介護休暇制度の活用ができる環境をつくることを企業に指導されたい。	男女共同参画推進課	県では、男女ともに育児休業を取得しやすく、安心して職場復帰できる職場環境づくりを促進するため、職場内で初めて育児休業を付与された事業主に奨励金を支給する「鳥取県育児休業推進奨励金制度」を平成16年度に創設し、子育てしやすい環境整備の推進を図っている。 また、「鳥取県男女共同参画推進企業認定制度」(平成16年2月創設・平成17年11月末現在8社認定)により男女とも働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を「男女共同参画推進企業」として認定しているところであり、これらの制度の周知を図るとともに、企業において、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組まれるよう働きかけていく。
(4) 育児休業中の生活支援策の創設を国へ働きかけていただきたい。	男女共同参画推進課	育児休業給付金の支給割合の引き上げについて、毎年、国に要望している。

<p>(5)次世代育成支援対策推進法の制定に伴う市町村計画について、早期に策定がされるよう、必要な助言をしていただきたい。</p>	<p>子ども家庭課</p>	<p>現在市町村行動計画を未策定の市町村は、4町(若桜町、琴浦町、伯耆町、江府町；琴浦町及び江府町は年内、その他は年度内に策定予定。)これらの町に対しては、必要な助言・援助を行っている。</p>
<p>(6)ファミリーサポートセンター、地域子育て支援センターが全市町村で設置されるよう指導していただきたい。</p>	<p>男女共同参画推進課 子ども家庭課</p>	<p>ファミリー・サポート・センターについては、18年度創設の市町村交付金の対象としており、市町村にも自主的積極的に取り組んでいただきたい。 県としても、研修会に開催、情報提供により市町村の取組を支援していく。 地域子育てセンターについては、国庫補助要件以下のものについても県単独で助成し、地域の実情に沿った取り組みを進めている。 【地域子育て支援センター設置状況】 17市町村(未設置:日吉津村、若桜町)45施設(平成17年12月1日現在)</p>
<p>(7)介護や子育ての担い手となっていく、消費生協、NPO、ボランティア団体に対し、一層の育成、助成をおこなっていただきたい。</p>	<p>長寿社会課 子ども家庭課 協働推進室 県民生活課 消費生活センター</p>	<p>ボランティア活動等が地域を支えていることは重要なことと考えており、独居の高齢者の見守り活動や認知症高齢者を抱える家族への相談活動等を行うボランティア団体等に対して支援を行う市町村への助成を行っているところ。今後も介護の必要な高齢者やその家族を地域で支える仕組みを醸成してきたい。 子育てサークルや子育て支援を行うNPO等を含めた子育て関係者の意見交換会の開催等により、子育て団体の活性化を図りたい。 消費生活協同組合の一層の育成、支援については、懇談会等を通じて引き続き行っていきます。(消費生活センター)</p>
<p>4.食の安心安全の確保について 食の安全・安心に関する条例が、すでにいくつかの県で制定されています。鳥取県においても、食の安全・安心を更に推進する観点から、これらの施策の研究をすすめていただき、県独自の条例の策定など、全国の先進となって、県民の食の安全に関する施策の充実強化を図られたい。</p>	<p>食の安全推進課 食の安全・くらしの安心推進課</p>	<p>鳥取県では平成16年3月に「食の安全を推進するための基本方針」を策定しました。この方針に基づき「鳥取県食の安全推進会議」を設置し食品に関する様々な方からの意見を県の施策に反映させるとともに、毎年度「鳥取県食品衛生監視指導計画」を作成し監視指導を実施するなど食の安全・安心に関する施策を推進しています。 また、平成16年12月に鳥取県食品衛生法施行条例を全面改正し、食の安全施策の充実を図ったところです。 さらに、「とっとり食の安全ネットワーク構築事業」に取り組み、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションを推進しているところであり、今後も食の安全に関する施策の充実強化に努めてまいります。(食の安全・くらしの安心推進課)</p>
<p>5.消費者政策の充実について (1)消費者のくらしのサポートや、公正な経済社会の形成に向け役割を果たしている消費者団体の支援を一層強化していただきたい。</p>	<p>県民生活課 消費生活センター</p>	<p>18年度より消費生活に係る業務を消費生活センターに一元強化します。 県内の消費者団体がそれぞれの活動を発表する「鳥取県消費者のつどい」の共催や広報誌(消費者ホットライン)において情報提供を行うなどして、今後も引き続き積極的に消費者団体の活動を支援してまいります。(消費生活センター)</p>
<p>(2)消費者トラブルの防止 悪徳商法が大きな社会問題となっており、最近ではオレオレ詐欺や架空請求、悪徳リフォームなど高齢者・若者を問わず悪徳商法は後を絶ちません。街中に誘惑やワナが満ちている時代であり、契約の基本や悪徳商法の手口防止策を県内の勤労者にも周知徹底したく、情報の提供及び悪徳商法に関する講師派遣を検討されたい。</p>	<p>県民生活課 消費生活センター</p>	<p>情報の提供については、今後も引き続き県政だよりや新聞広告等により必要のつど情報提供してまいります。 消費生活センター職員による講座(平成17年12月19日現在65回実施(平成16年同時期は52回実施))を実施しており、引続き講師派遣制度のPRも行います。(消費生活センター)</p>
<p>6.税制改革について 政府税調が発表した定率減税は、総額3.3兆円にものぼり、増税の対象は勤労者です。勤労者の生活実態をみても、定率減税を廃止できる状況ではありません。 また、退職所得控除の削減、給与所得控除の縮小、配偶者所得控除、生命保険控除の廃止も打ち出しています。財源不足を勤労者に解決を求めるのは、本末転倒であります。勤労者いじめの税制改革とならないよう国に対して働きかけをしていただきたい。</p>	<p>労働雇用課</p>	<p>国において検討されているところであり、国での議論を見守りたい。</p>
<p>7.環境の保全について 地球温暖化防止をはじめ、環境の保全については、事業者に対する啓発と指導、県民への省エネ、循環型社会の実現に向け、更に啓発を推進していただきたい。</p>	<p>環境政策課 環境立県推進課</p>	<p>工場、事業場のばい煙、排水等の立入検査を実施して管理指導を継続実施するとともに、ISO14001や鳥取県版SIOであるTEASの認証取得による企業の取組を推進するため、認証取得に向けた疑問点の解決や各種の情報を提供する講座を開講することとしています。 さらに、地球温暖化防止に向けたライフスタイル、オフィススタイルを構築するため、県庁自ら率先してCO2削減に取り組むとともに、県民、事業者及び市町村と連携・協力しながら行動を広げたいこと普及啓発に取り組めます。 また、地球温暖化防止活動など環境にやさしい行動を行う様々な団体や企業、個人方による「とっとり環境ネットワーク」が平成17年6月に設立され、環境立県に向けた活動の輪を一層広げていく県民の動きがますます。このネットワークを構成する二酸化炭素削減グループや廃棄物の削減・リサイクルグループ等5グループが協働して環境を重視した地域づくりを目指して実施する各種の活動を支援することとしており、これらのネットワークの皆様と連携協力しながら環境政策を一層進めていくこととしています。</p>
<p>8.高校生の社会人前教育の実施について クレサラ等による多重債務者が増加する中で、被害を未然に防止する為、社会人前の高校生を対象にした教育と、就職後の企業への定着率の向上をめざした勤労者としての予備知識教育を学校単位で開催できるように指導されたい。</p>	<p>高等学校課</p>	<p>クレサラ等の問題に対しては、弁護士会等による講演会等により、また、定着率の向上を目指した教育については、進路指導や社会人講師による講演会等をとらして既に意識づけを行っている。これらの講演会の実施は各学校の判断で実施しているところである。</p>
<p>9.18年度 労働金庫預託金の継続について 勤労者の福祉支援を行うことを目的として、労働金庫へ預託金をお願い、今年も在宅連融資、台風災害の特例融資等実施してきたところであります。今後とも勤労者福祉に貢献したいと考えていますので、引続き預託金の継続をされたい。 又、教育、介護に関わる家計負担も増加傾向にあり、新たな低金利による県との提携融資も検討していただきたい。</p>	<p>労働雇用課</p>	<p>労働金庫への預託金の継続については、必要額を検討の上、平成18年度に限り、引き続き預託したいと考えている。 なお、平成19年度以降については、制度見直し等も含め協議させていただきます。</p>

2006年5月
新しいタイプが登場!

入院や手術に一生継続・安心の保障! 新総合医療共済

(終身生命共済・個人長期生命共済)

終身医療プラン

入院・手術から通院や死亡まで、幅広く保障

総合タイプ

加入できる方
満15歳～満75歳の健康な方

契約期間:終身

掛金の払込期間:終身
低解約返戻金特別付帯

安心のポイント

- 日帰り入院**から保障
- 1回の入院で最高**180日**、通算**1,000日**まで保障
- 連続して270日以上入院したとき、入院日額の**60倍**をお支払い

加入時の掛金は一生アツクしません

【掛金例】
総合タイプ
入院日額5,000円型
30歳男性の場合
月々の掛金 **3,570円**

病气やケガに幅広く備える

入院日額5,000円型

病气やケガで入院したとき

日額 **5,000円**

日帰り入院から保障

病气やケガで手術を受けたとき

全労済所定の手術の種類に応じて1回につき **5・10・20万円**

入院前・退院後に通院したとき

入院前通院:入院前90日間に通院したとき最高**30日**まで
退院後通院:退院後180日間に通院したとき最高**60日**まで
入院前通院・退院後通院を合計して通算**750日**まで
日額 **1,500円**

- 長期入院したとき **30万円**
- 死亡したとき **10万円**
- 高度先進医療を受けたとき 最高**100万円**



総合タイプの保障に三大疾病の保障をプラス

三大疾病

加入できる方
満15歳～満65歳の健康な方

契約期間:終身(※三大疾病医療特約は満期の時まで)

掛金の払込期間:終身
低解約返戻金特別付帯

安心のポイント

- 三大疾病で入院・手術したときは、総合タイプ+三大疾病医療特約の共済金を合わせてお支払い
- ガンによる入院の場合、支払日数は**無制限**(三大疾病医療特約部分)
- 三大疾病と診断されたとき、三大疾病入院日額の**100倍**をお支払い

加入時の掛金は一生アツクしません

【掛金例】
三大疾病プラスタイプ
入院日額5,000円型
40歳男性の場合
月々の掛金 **7,600円**

三大疾病にしっかり備える

ガン 急性心筋梗塞 脳卒中
日帰り入院から保障

三大疾病で入院したとき
総合タイプ+三大疾病医療特約の入院日額合計 **10,000円**

診断 三大疾病とはじめて診断されたとき
悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中 それぞれ1回限り **50万円**

女性疾病

加入できる方
満15歳～満65歳の健康な女性の方

契約期間:終身(※女性疾病医療特約は満期の時まで)

掛金の払込期間:終身
低解約返戻金特別付帯

安心のポイント

- 女性の病气やガンで入院したときは、総合タイプ+女性疾病医療特約の共済金を合わせてお支払い
- ガンによる入院の場合、支払日数は**無制限**(女性疾病医療特約部分)
- 悪性新生物と診断されたとき、女性疾病入院日額の**200倍**をお支払い

加入時の掛金は一生アツクしません

【掛金例】
女性疾病プラスタイプ
入院日額5,000円型
30歳女性の場合
月々の掛金 **4,525円**

女性疾病・ガンで入院したとき
総合タイプ+女性疾病医療特約の入院日額合計 **7,500円** × 日数

- 診断 ガンとはじめて診断されたとき **50万円**
- 悪性新生物:1回限り **2,500円**
- 上記のガン等と診断されたとき**50,000円** ●女性の病气・ガンで入院後、通院したとき**25,000円** ●ガンで在宅看護したとき最高**45万円**
- お支払いの別表となる女性疾病とは、子宮頸癌、卵巣のう腫、乳腺癌、甲状腺癌等をいいます。

日帰り入院から保障

※ここに記載されている内容は、共済商品・保障内容の概要を説明したものです。お支払い条件等の詳細については資料をご請求いただき、「リーフレット」や「ご契約のたびき」等を必ずご覧ください。